

逗子市狭あい道路拡幅整備事業のご案内

幅員が4 m未満の狭あい道路では、消防車・救急車などの緊急車両の通行や災害時の避難が困難です。4 m幅への道の拡幅に協力をお願いします。拡幅された部分を市に寄付する場合（※）、測量・舗装を市が行い、後退部分にある塀や生け垣などの撤去費用の一部を負担します。また、事業者等が自ら後退部分の測量、分筆、寄附及び整備を行った場合にも補助金を交付します。

※令和4年度から新たな制度として、拡幅部分を市に寄附しなくても市が整備のみ行うことも可能となりました。詳細はお問合せください。

狭あい道路拡幅整備事業（市が測量・整備を行います）

対象者

- ◆ 個人

事業の内容

- ◆ 後退用地の整備を市が行います。
- ◆ 後退用地の寄附を希望する場合には、市が測量・分筆登記・所有権移転の手続きを行います。
- ◆ 後退用地内にある門、塀、その他これらに類するものの損失については、50万円（市の基準額による）を上限として市が補償します。

狭あい道路拡幅整備補助金（申請者が測量・整備を行います）

※令和4年度からの新規事業

対象者

- ◆ 個人及び事業者

事業の内容

- ◆ 事業者等が自ら後退部分の測量、分筆、寄附及び整備を行った場合に補助金を交付します。（事前にご相談ください。）

補助金額

交付対象行為	補助額	交付要件
登記費用等	寄附面積1㎡当たり15,000円	境界確定図の提出
拡幅整備工事	工事面積1㎡当たり10,000円	舗装工事しゅん工図及び工事写真の提出

共通の確認事項

【適用の基準】

- 道路が市道であり、建築基準法第42条第2項に規定する4 m未満の道路（またはこれに準じる道路）であること。

【適用除外となる場合】

- 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を伴う事業（位置指定道路）
- 都市計画法第12条に規定する事業及び同法第29条に規定する開発行為の許可を受けた開発行為等の事業
- 土地活用において、逗子市まちづくり条例等の手続が必要な事業

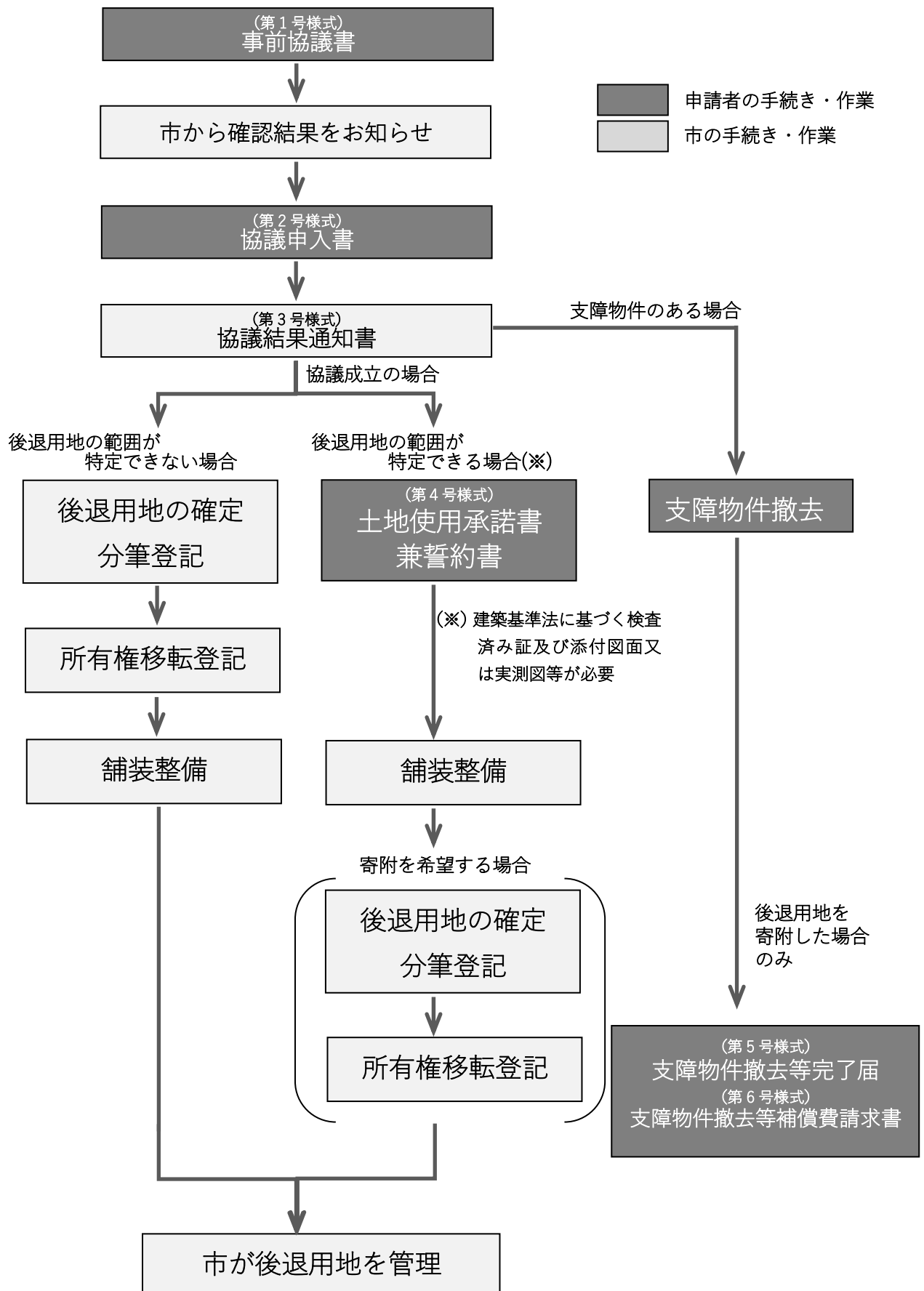
【注意点】

- 後退用地内にある門、塀、その他支障物件の撤去はご自身で行っていただきます。なお、調査以前に撤去した物件は、補償対象外となります（物件撤去の補償は「狭あい道路拡幅整備事業」のみ対象）。
- 後退用地と狭あい道路に段差が生じている場合には、協議に基づき段差を解消する必要があります。
- 抵当権等の権利抹消、相続、住所変更等の手続が必要となる場合があります。

逗子市狭あい道路拡幅整備事業

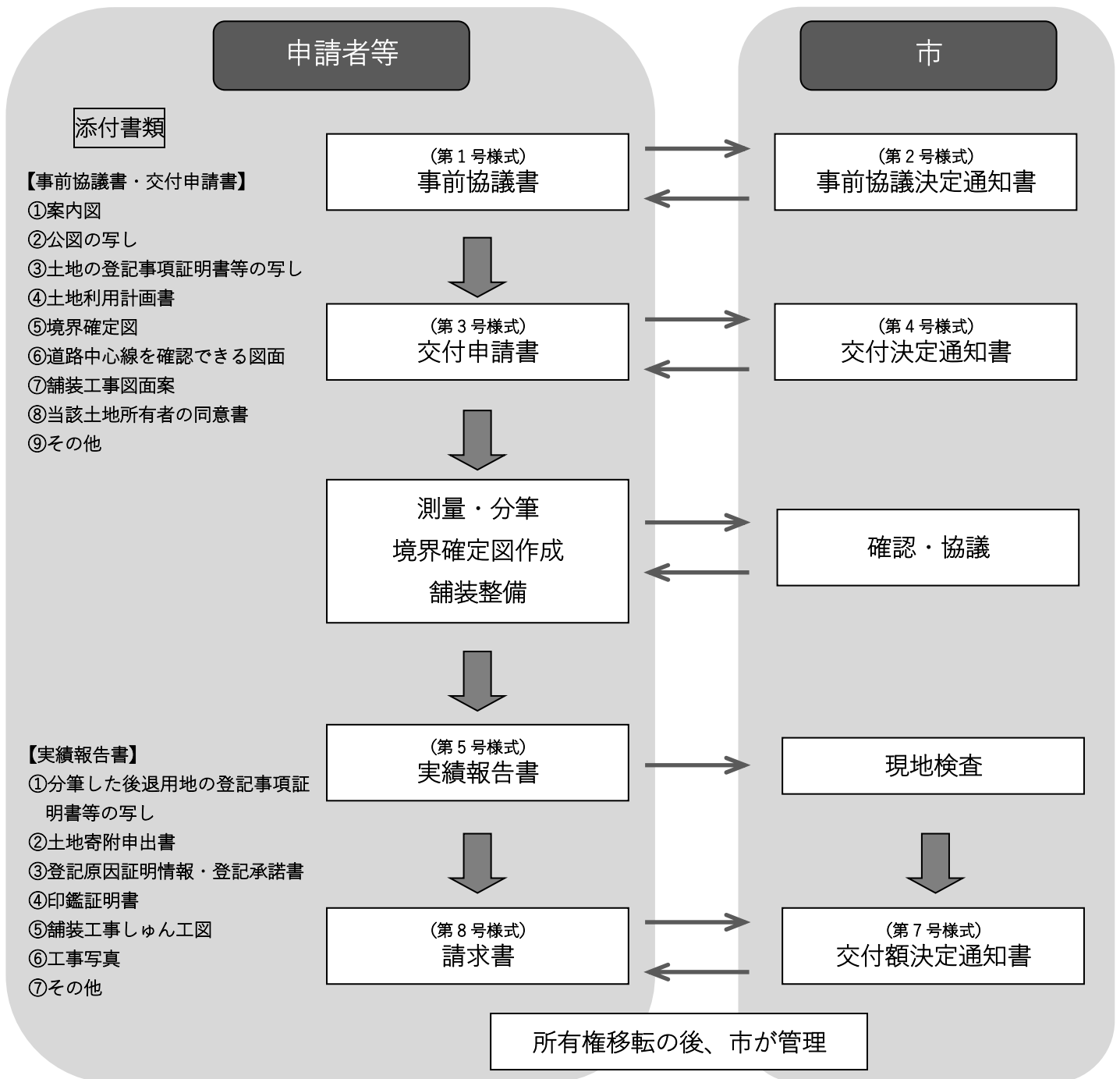
対象者：個人の建築主等

手続きの流れ



逗子市狭あい道路拡幅整備補助金

手続きの流れ

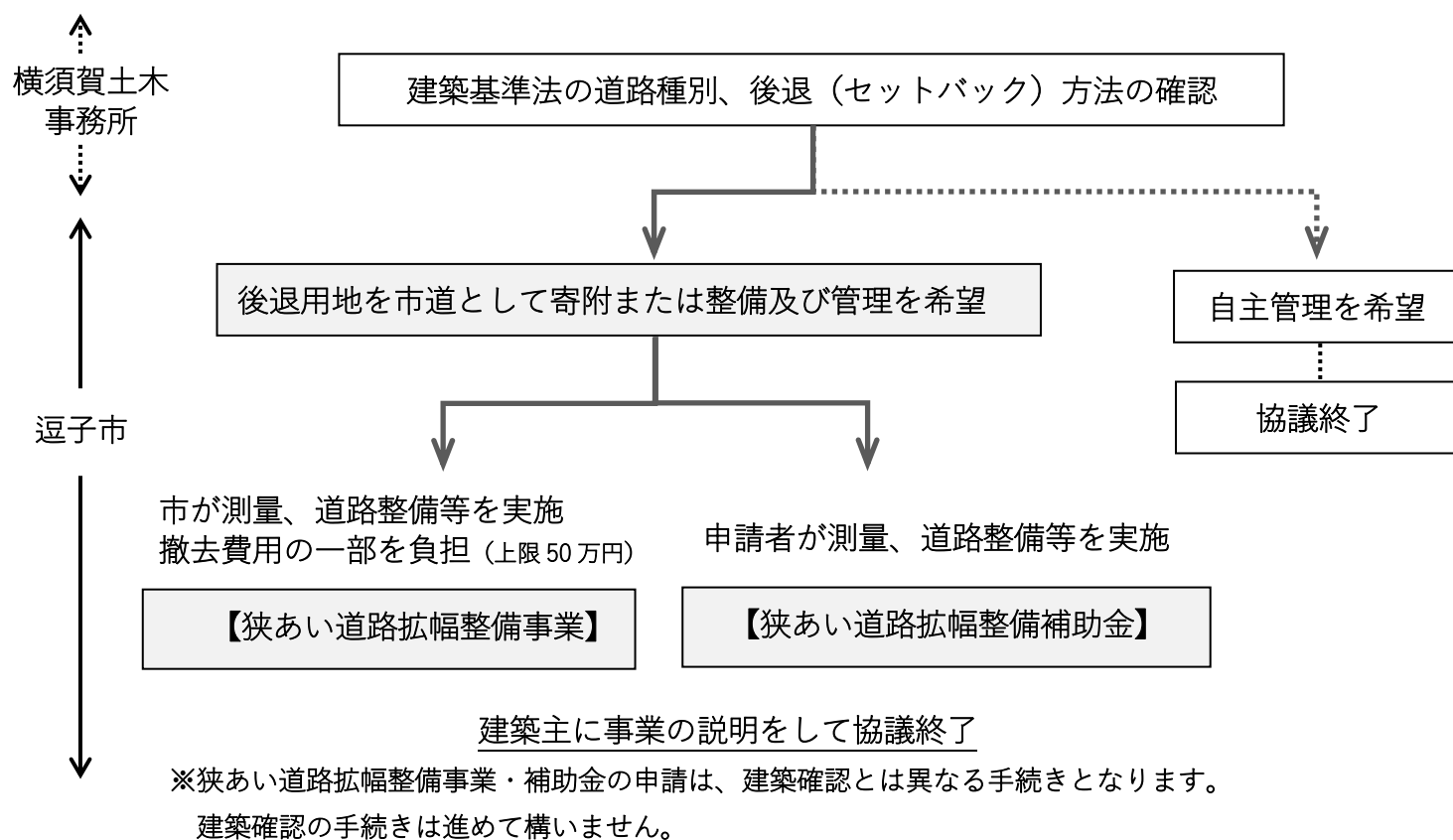


対象者： 後退用地の寄附や整備を行う建築主などで当該土地の所有者から補助金の申請・受取について同意を得ている者（事業者も可）

補助金額：

交付対象行為	補助額	交付要件
登記費用等	寄附面積 1 ㎡当たり 15,000 円	境界確定図の提出
拡幅整備工事	工事面積 1 ㎡当たり 10,000 円	舗装工事しゅん工図及び工事写真の提出

建築確認申請の経由事務における狭あい道路協議の流れ



逗子市 環境都市部 都市整備課 土木管理係

〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16

電話 046-873-1111

FAX 046-873-4520

Mail doboku@city.zushi.lg.jp

